

(参 考)

神戸市個人情報保護条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(定義)

第2条 略

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去若しくは出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、もっぱら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他規則で定める処理を除く。

(5) 本人 個人情報 _____
_____から識別され、又は識別される当該個人をいう。

(2) 特定個人情報 個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第2条第5号に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。) をその内容に含む個人情報 (法人その他の団体に関して記録されている情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を含む。) をいう。

(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

(4)

(5)

(6)

専ら

(7) _____
又は個人情報に該当しない
特定個人情報

(6) 略

(届出)

第6条 実施機関は、個人情報_____

_____を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称及び目的
- (2) 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
- (7) 第9条第1項ただし書の規定により個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先

(8) 略

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3, 4 略

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人からこれを収集しなければならない

(8)

(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下「個人情報等」という。)

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

ない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4) 第9条第1項ただし書の規定により他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。

(5) 略

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(適正な維持管理)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために安全を確保する措置を講じなければならない。特に電子計算機処理に係る個人情報については、厳格な当該措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の

個人情報等

個人情報等

個人情報等

報等

個人情

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個

個人情報(特定個人情報を

該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(電子計算機処理の制限)

第11条 略

2 実施機関は、第7条第3項に規定する個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1), (2) 略

(事務処理の委託)

第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を実施機関以外のものに委託（個人情報を取り扱う公の施設の管理に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を含む。以下同じ。）をしようとするときは、当該事務に係る個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(受託者の義務)

第14条 実施機関から前条に規定する処理の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の処理に係る事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開示請求権)

第15条 何人も、実施機関に対し、公文書等に記録されている自己の個人情報の開示の請求

特定除外個人情報

思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人 _____

_____又は当該職務を行う上で本人から本人の個人情報開示請求の委任を受けた弁護士 _____

_____ (以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、開示請求に係る個人情報を開示しなければならない。ただし、当該個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等若しくは神戸市会会議規則(昭和31年10月20日市会議決)の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示(地方自治法第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により、本人に対し開示をすることができないとされている個人情報

(2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談、試験等に関する個人情報であって、

(特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)

個人情報等の開示請求

(弁護士法人を含む。)、司法書士(司法書士法人を含む。)、土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む。)、税理士(税理士法人を含む。)、弁理士(特許業務法人を含む。)、社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)、行政書士(行政書士法人を含む。)若しくは海事代理士

個人情報等

個人情報

等

個人情報等

個人情報等

開示をすることが適切でない認められるもの

(3) 第18条の規定により開示請求をした者（当該者が法定代理人等であるときは、本人）以外の第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示をすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの（人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められるものを除く。）

(4) 市その他公共団体、国又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされた法人が行う取締り、監督、検査、争訟、交渉その他の事務事業に関する個人情報であって、開示をすることにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的を損ない、又は公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じると認められるもの

(5) 開示をすることにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護又は市民生活の安全の確保に支障が生じると認められる個人情報

（部分開示）

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条各号のいずれかに該当する個人情報が含まれている場合において、当該部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該部分を除いて、開示をしなければならない。

（個人情報の存否に関する情報）

第17条の2 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか

個人

情報等

個人

情報等

個人情報

等

個人情報

等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

否かを答えるだけで、第16条各号のいずれかに該当する個人情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

個人情報等

個人情報等

2 略

(開示請求の手続)

第18条 略

(1) 略

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

個人情報等

(3) 略

2 開示請求をしようとする者は、前項の提出をする際、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は法定代理人等であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

個人情報等

3 略

(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

個人情報

等

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（第17条の2の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

個人情報等

個人情報等

3 前項の規定により、開示請求に係る個人情報

個人情報

報の開示をしない旨（第17条の規定により開示請求に係る個人情報の一部の開示をしないことを含む。）を通知する場合において、当該開示請求に係る個人情報の全部又は一部が第16条各号に掲げる個人情報に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。

4, 5 略

6 開示請求者は、実施機関が請求書の提出があった日から起算して45日を経過した後においても開示決定等を行わないときは、開示請求に係る個人情報の開示をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

（開示請求に係る事案の移送）

第19条の2 実施機関は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2, 3 略

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第19条の3 開示請求に係る個人情報に市、市が設立した地方独立行政法人、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下この条、第26条の2及び第26条の3において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該

報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等（情報提供等記録を除く。以下「対象個人情報等」という。）

個人情報等

第三者に関する情報の内容その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 略

(開示の実施)

第20条 実施機関は、開示決定を行ったときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報の開示をしなければならない。

- 2 開示請求に係る個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書、図画又は写真に記録されている個人情報 当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録に記録されている個人情報 その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

- 3 前項各号の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をすることにより、当該公文書の保存に支障が生じるおそれがあると認めるとき、第17条の規定により

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

開示をするときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又は複写したものの写しを交付することができる。

4 第18条第2項の規定は、開示請求に係る個人情報の開示を受ける者について準用する。

(簡易な開示)

第21条 開示請求をしようとする者は、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第18条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第19条及び前条の規定にかかわらず、実施機関が定める方法により、直ちに、当該開示請求に係る個人情報の開示をしなければならない。

(訂正請求権)

第22条 第20条第1項の規定による開示を受けた自己の個人情報の内容に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、当該個人情報の訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。

2 略

(訂正請求の手續)

第23条 略

(1) 略

(2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3)～(5) 略

2, 3 略

(訂正義務)

第23条の2 実施機関は、訂正請求があった場合において、必要な調査を行い、当該訂正請

個人情報等

個

個人情報等

等

個人情報

個人情報等

個人情

報等

個人情報等

求に係る個人情報の内容に事実の誤りがあるときは、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第24条 実施機関は、訂正請求があったときは、訂正請求書の提出があった日から起算して30日以内に、訂正請求に係る個人情報の訂正をするか否かの決定（以下「訂正決定等」という。）を行わなければならない。ただし、第23条第3項において準用する第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をする旨の決定（以下「訂正決定」という。）を行ったときは、速やかに、訂正を行った上、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をしない旨の決定を行ったときは、速やかに、訂正請求者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

4 略

個人情報等

個人情報等

個人情報等

個人情報等

3 前項の場合において、必要があると認めるときは、実施機関は、訂正に係る個人情報等の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る。)) に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。

4

個人情報等

5

(訂正請求に係る事案の移送)

第24条の2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2, 3 略

(利用停止請求権)

第25条 開示決定等を受けた者は、開示決定等に係る自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、削除又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条 _____ の規定に違反して収集されているとき _____

当該個人情報の削除

(2) 第9条 _____ の規定に違反して利用されているとき _____

_____ 当該
個人情報の利用の停止

(3) 第9条 _____ の規定に違反して

対象個

人情情報等

対象個人情報等

対象個人情報等

若しくは番号法第20条

_____, 又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9号に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下この条及び第25条の3において同じ。）に記録されているとき。 対象個人情報等

若しくは第9条の2

_____, 又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。
対象個人情報等

又は第9条の3

提供されているとき 当該個人情報の提供
の停止

2 略

(利用停止請求の手続)

第25条の2 略

(1) 略

(2) 利用停止請求に係る個人情報を特定する
ために必要な事項

(3)～(5) 略

2 略

(利用停止義務)

第25条の3 実施機関は、利用停止請求があった
場合において、第7条の規定に違反して収集
されているときは当該利用停止請求に係る個
人情報の削除を、第9条の規定に違反して利
用されているときは当該利用停止請求に係る
個人情報の利用の停止を、第9条の規定に違
反して提供されているときは当該利用停止請
求に係る個人情報の提供の停止をしなければ
ならない。

2 実施機関は、前項の場合において、公益上
特に必要があるときには、前項の規定にかか
わらず、第7条の規定に違反して収集された
当該利用停止請求に係る個人情報の利用の停
止をすることができる。

(利用停止請求に対する決定等)

第25条の4 実施機関は、利用停止請求があった

とき。 対象個人情報等

対象個人情報等

実施機関は、利用停止請求があった
場合において、第7条若しくは番号法第20条
の規定に違反して収集されているとき、又は
同法第28条の規定に違反して作成された特定
個人情報ファイルに記録されているときは当
該利用停止請求に係る対象個人情報等の削除
を、第9条若しくは第9条の2の規定に違反
して利用されているとき、又は番号法第28条
の規定に違反して作成された特定個人情報フ
ァイルに記録されているときは当該利用停止
請求に係る対象個人情報等の利用の停止を、
第9条又は第9条の3の規定に違反して提供
されているときは当該利用停止請求に係る対
象個人情報等の提供の停止をしなければなら
ない。

対象個人情報等

ときは、利用停止請求書の提出があった日から起算して30日以内に、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするか否かの決定（以下「利用停止決定等」という。）を行わなければならない。ただし、第25条の2第2項において準用する第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止をする旨の決定を行ったときは、速やかに、利用停止を行った上、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）

_____に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止をしない旨の決定を行ったときは、速やかに、利用停止請求者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

4 略

（救済手続）

第26条 略

(1) 略

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第26条の3第1項において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

対象個人情報等

対象個人情報等

及
び必要があると認めるときは、当該対象個人情報等の提供先

対象個人情報等

個人情報等

個人情報等

個

(3), (4) 略

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第26条の3 略

(1) 略

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(審議会の調査権限)

第26条の4 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された個人情報の開示を求めることができない。

2 略

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 略

(苦情の処理)

第27条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審議会)

第33条 略

2 審議会は、市長その他の執行機関の諮問に

個人情報等

係る個人情報等（利用停止決定等に係るものにあつては情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）
個人情報の開示

個人情報等

個人
情報等

応じ、個人情報保護制度に関する基本的事項若しくは重要事項、開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る行政不服審査法による不服申立て又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて調査審議するものとする。

3 審議会は、個人情報の保護に関する事項に関し、市長その他の執行機関に意見を述べることができる。

4～9 略

（他の制度との調整等）

第35条 略

2 略

(1) 個人情報が記録されている物の閲覧又は縦覧

(2) 個人情報が記録されている物の謄本、抄本その他これらに類するものの写しの交付

(3) 略

3 略

（市長の調整）

第36条 市長は、他の実施機関に対し、個人情報の保護に関し、報告を求め、又は助言を行うことができる。

番号法

個人情報等

特定除外個人情報

特定除外個人情報

個人情報等

個人情報